

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(<u>第二子</u>保育料無料化等事業) 第4条 前条第1項第3号の保育料について、現に養育し、又は監護している18歳未満の子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。）が<u>2人以上</u>いる場合であって、当該子どものうち年長順に<u>2人目以降</u>の0歳児から2歳児までの保育利用子ども（別表の規定により保育料が無料となるものを除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定教育・保育施設を利用する子どもの保育料は、当該各号に定める額とする。 (1) 前年度分（9月分から3月分までの保育料にあつては、当該年度分。以下この条において同じ。）の市町村民税所得割（別表に定める保育料の算定に用いる市町村民税所得割をいう。以下この条において同じ。）課税世帯であつて、その市町村民税所得割課税額が<u>97,000円未満</u>の世帯に属する子ども 無料 (2) (略)	(<u>第三子</u>保育料無料化等事業) 第4条 前条第1項第3号の保育料について、現に養育し、又は監護している18歳未満の子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。）が<u>3人以上</u>いる場合であつて、当該子どものうち年長順に<u>3人目以降</u>の0歳児から2歳児までの保育利用子ども（別表の規定により保育料が無料となるものを除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定教育・保育施設を利用する子どもの保育料は、当該各号に定める額とする。 (1) 前年度分（9月分から3月分までの保育料にあつては、当該年度分。以下この条において同じ。）の市町村民税所得割（別表に定める保育料の算定に用いる市町村民税所得割をいう。以下この条において同じ。）課税世帯であつて、その市町村民税所得割課税額が<u>57,700円以上97,000円未満</u>の世帯に属する子ども 無料 (2) (略)